

主な相談事例としては、

☆格安スマホの契約は慎重に！

テレビでCMが放映されている会社の「格安スマホ」を利用しようと、ホームページを検索し、SIMカードのみを注文した。SIMカードが届き、持っているスマートフォンに装着したが、「SIMが適合しない」とエラーが出て、使うことが出来ない。問い合わせするため、コールセンターに電話をするが、何度電話しても話し中でつながらない。どうしたらよいだろうか。



安価な料金でサービスを提供する「格安スマホ」会社が増え、利用者は自分の利用実態に合わせて契約先を選べるようになりましたが、その一方で契約に関するトラブルも年々増加しています。

※ SIMカードとは、携帯電話やスマートフォンの通信に必要なもので、電話番号を特定するための固有のID番号が記録されたICカードのことです。



アドバイス

- 今まで使っていた端末に格安スマホ会社のSIMカードを入れても、利用できない場合があります。格安スマホ会社のホームページに使用できる端末の一覧が掲載されている場合もあるので、事前に確認しましょう。
- 格安スマホ会社のホームページで使用できる端末だと確認できても、端末を購入した携帯電話会社で「SIMロック解除」という手続きが必要な場合があります。事前に確認しましょう。
- 格安スマホ会社の中には実際の店舗がなく、問い合わせ窓口が電話やホームページに限られている場合もあります。契約前にサポート体制等をよく確認しましょう。
- 格安スマホは、独自のメールアドレスの提供がなかったり、無料で提供されていたサービスが有料になるなど、今までの携帯電話会社とサービス内容が違う場合があります。自分が必要とするサービスが何かを確認し、よく検討してから契約しましょう。

☆商品の送りつけ商法に注意しましょう！

「あなたから注文いただいた健康食品を代金引換で送るので、2万円準備してください。」と突然電話があった。全く注文した覚えはない。どうしたらよいだろうか。



アドバイス

- 注文していない商品を一方的に送りつけ、代金を支払わせようとする「送りつけ商法」という手口です。注文した覚えがないのに、このような電話がかかってきたときは、「注文していません。」「いりません。」とはっきり断り、電話を切りましょう。
- 断ったはずの商品が送られてきた場合には、注文していないことを配送業者に伝えて、受け取りを拒否しましょう。その際、発送人の会社名や住所、電話番号を記録しておきましょう。商品代金は絶対に支払ってはいけません。
- もし、代金を支払った場合でも、8日間以内であれば、クーリング・オフが可能です。また、クーリング・オフ期間が過ぎても、契約を解除できる場合があります。すぐに消費生活センターに相談しましょう。

物価情報

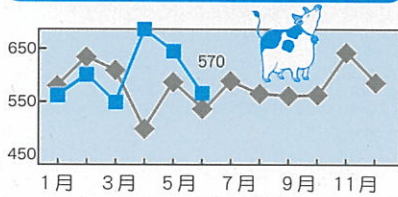
【生活関連物資の6月の価格動向】

◆ 平成 28 年 ■ 平成 29 年

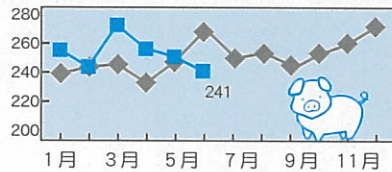
物価に関するお問い合わせは…

☎ 871-0428

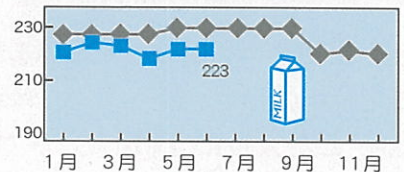
牛肉 (国産・ロース・100g)



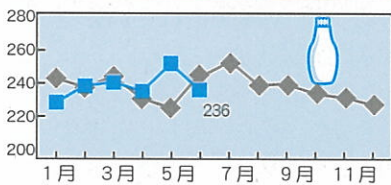
豚肉 (国産、ロース・100g)



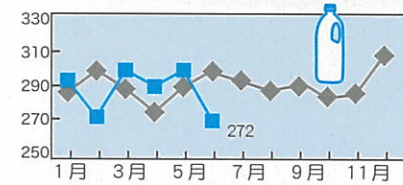
牛乳 (成分無調整・1リットル紙パック入り)



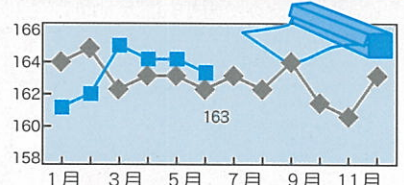
マヨネーズ (ポリ容器入り・450g)



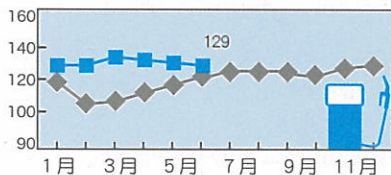
食用油 (なたね油ポリ容器入り・1,000g)



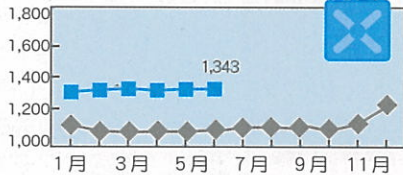
ラップ (ポリ塩化ビニレン製・30cm×20m)



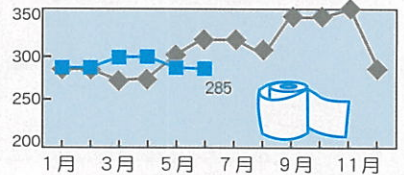
ガソリン (レギュラーガソリン1リットル・現金売り)



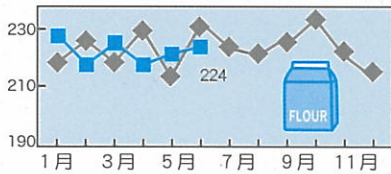
灯油 (18リットル・店頭価格)



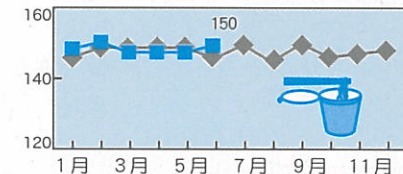
トイレトーパー (12ロール) シングル又はダブル・再生紙



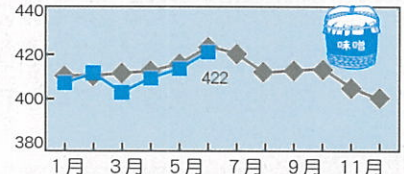
小麦粉 (薄力粉・1kg)



カップ麺 (レギュラーサイズ)



みそ (あわせ味噌・750g)



●結果は平成29年6月に職員が市内の小売店舗で調査したものです。●価格は消費税を含みます。
●特価の価格も含まれますので、あくまで参考程度にしてください。●上記以外も調査しています。詳しくは、北九州市立消費生活センターのホームページをご覧ください。

相談窓口

北九州市立消費生活センター

☎093-861-0999 (戸畑)

北九州市戸畑区汐井町1-6ウエルとばた7階(JR戸畑駅横)

相談受付時間 (月～土 ※休館日/日・祝・年末年始)
8:30～16:45 第3土曜日は8:30～13:00

各区にも相談窓口があります。まずはお電話ください。

- 門司 / ☎ 331-8383 ●若松 / ☎ 761-5511
- 小倉北 / ☎ 582-4500 ●八幡東 / ☎ 671-3370
- 小倉南 / ☎ 951-3610 ●八幡西 / ☎ 641-9782

相談受付時間 8:30～16:45(※休館日/土・日・祝・年末年始)

面談による相談は、相談窓口へお問い合わせください。

消費者ホットライン ☎188(いやや!)

電子メールによる消費生活相談

検索サイトで「北九州市」を検索→市政・区政相談→市の様々な部署の相談窓口→「2.電子メールによる消費生活相談」→「電子メールによるご相談入口はこちら」をクリック

〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1-6ウエルとばた7階

編集/発行 北九州市立消費生活センター

●北九州市立消費生活センターホームページ

①検索サイトで「北九州市」を検索 ②「くらしの情報→安全・安心→消費生活センター」をクリック

●お問い合わせ ☎093-871-0428 FAX 093-871-7720

No.1709043C 第305号/平成29年7月15日発行

要予約 消費者トラブル無料法律相談

●弁護士による無料法律相談
……毎週火曜日 14:00～16:00

※第2週は土曜日開催となります。

●司法書士による無料法律相談
……毎週金曜日 14:00～16:00

契約や多重債務その他消費者トラブル全般の相談に法律の専門家が応じます。
(相談時間は1件につき30分間です)
※事前予約が必要です。各相談窓口へ電話または来所して下さい。

※ニセ電話詐欺等に関する警察の相談電話

☎#9110(シャープきゅういちいちまる)
(24時間受付)